

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の概要

令和8年3月 山北町

1. ごみ処理基本計画の目的

ごみ処理基本計画とは、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づいて策定する、地域から発生するごみ（家庭からのごみ、事業者（産廃を除く）からのごみ）の処理に関する基本的な方向性を示す計画です。

町が目指す“ごみを30%削減し ECO な町 山北”の実現のため、ごみの減量・資源化の推進、安定的な処理体制の確保、施設の適切な維持管理を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、行政だけでなく町民・事業者・関係団体等が主役となり、行動主体となって推進する必要があります。これまでの個々の取組に加え、様々な主体がお互いに協力・連携することで大きな効果が期待されます。

令和になり本格的に足柄上地域においてごみ処理広域化の実現化に向けた協議が進んでおり、町民・事業者も、ごみの減量に係る行動意識が高まるとともに、町の豊かな自然環境の保全等への関心も高まっています。

このような状況の中、第2次計画の成果等を踏まえながら、現行計画の計画期間の満了に伴い、第3次計画として改訂します。

2. 計画期間と削減目標値

【計画期間】 令和8年4月～令和18年3月までの10年間

【計画の範囲】 山北町内全域とする

【削減目標値】

項目	基準値	計画期間中間値	計画による目標値	削減量
	令和6年度	令和12年度	令和17年度	
家庭系ごみ総排出量 (資源集団回収を除く)	2,286 t / 年	1,869 t / 年	1,514 t / 年	772g 削減
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量 (資源ごみを除く)	558 g / 人・日	478 g / 人・日	458 g / 人・日	100g 削減
事業系ごみ総排出量	682 t / 年	672 t / 年	648 t / 年	34g 削減
ごみ総排出量 (資源集団回収を除く)	2,968 t / 年	2,541 t / 年	2,161 t / 年	807g 削減
資源化率	15.7%	18.2%	18.2%	—
最終処分量	256 t / 年	可能な限り削減に努める。		—

本計画の目標値は、令和6年度を基準値として、令和17年度の目標値を設定しています。

本計画期間の10年間で、ごみ総排出量を約30%削減することを目標としています。

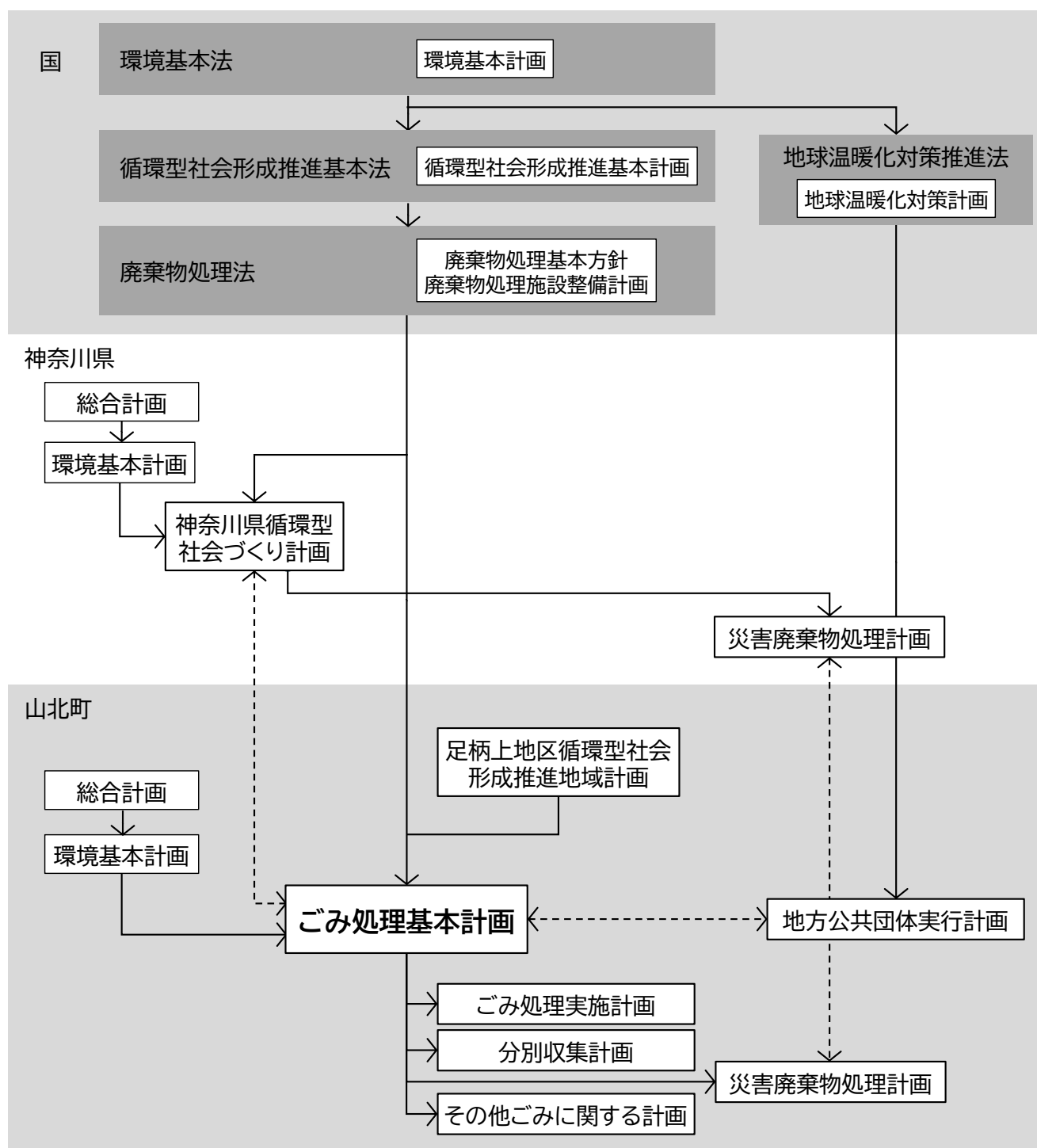
3. 計画の位置づけ

本計画は、主に廃棄物の適正処理を対象とする廃棄物処理法に基づく基本計画であり、山北（以下、「本町」という。）における廃棄物（ごみ）に関する最上位計画です。

また、本町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画、及び環境分野の最上位計画である環境基本計画の下位計画でもあります。

本計画に基づき、一般廃棄物処理に関する事項を定める「ごみ処理実施計画」を毎年策定するほか、災害廃棄物処理計画や食品ロスなどの具体的な分野に関する個別計画について、計画期間中でも必要に応じて計画を改定することとしています。

さらに、主に環境分野の他の計画とは調整・連携して、効果的・効率的な取組を推進します。



4. 現状と課題

【現状と主な課題】

当町のごみ量は年々減少傾向にありますが、他の自治体に比べると一人一日あたりの家庭系ごみ排出量は、国の定める基準値を大きく上回っている現状です。

考えられる要因は様々ありますが、主な要因の一つに住環境が挙げられます。当町は土地の区画が広く、庭や駐車場等から剪定枝や草・葉が年間を通じて排出されております。町では令和7年度に一部試験実施による剪定枝等の回収を行い、約11トンの資源化処理を行いました。

もう一つの要因として、古くからのライフスタイルの転換等により、大型の家具や布団など粗大ごみの排出量が多いことが考えられます。粗大ごみの中には、まだ使えるものも多いのが現状です。現在、リユース事業者と利活用等について意見交換を行っています。

新たなライフスタイルに合わせた24時間365日いつでも排出することが出来るフリーリサイクルステーションは官民共同の連携事業として、試験実施をしております。

国の法整備によるプラスチック新法への対応も求められており、これまでの可燃ごみ処理ではなく町として令和12年度までに分別収集及び再商品化を進めていく方針としており、本計画期間内の実施を目指しています。

また、1市5町で構成するごみ処理広域化事業と連携した共通の取組が必要となります。

近年、新たな課題の一つに、急激な人口減少や少子高齢化等による過疎化も進む中で、高齢者や障がいのある方などごみ出しが困難な住民に対し、町の対応が求められており、福祉分野の関係機関と検討を進めているところです。

スマホやPCの普及に伴いリチウムイオン電池の処理も新たな課題となっています。全国的にもリチウムイオン電池の混入による車両や施設での火災事故が発生し社会問題となっており、当町においては、ホームページで周知し環境課窓口での回収を行っておりますが、年間でごみステーションに出す方が少数いるため、周知の徹底を図っていく必要があります。

インバウンドなどの影響により、オーバーツーリズムの問題も深刻化してきております。当町の豊かな自然や清流がある側面で、観光客等によるBBQごみの不法投棄が夏の時期に多く、通年職員によるパトロールの実施や不法投棄の回収等を行っておりますが、依然として発生する状況となっています。

このように現状の中で様々な課題があり、解決していくために具体的な取組を行っていく必要があります。

《これまでのごみ減量成果（R2～R6）》

「家庭系ごみ」

(単位：t)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	2,706	2,597	2,532	2,393	2,286
もえるごみ	2,114	2,034	1,997	1,887	1,804
もえないごみ	43	41	37	32	29
資源ごみ	524	495	475	458	435
有害ごみ	5	5	5	4	4
粗大ごみ	20	22	18	12	14

「事業系ごみ」

(単位：t)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業系ごみ		719	693	706	664	682
もえるごみ		709	684	697	655	675
もえないごみ		5	6	4	3	3
資源ごみ		2	3	4	2	2
その他		3	0	1	4	2

《前計画のレビュー（一部抜粋）》

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
家庭系ごみの有料化の調査・研究	可燃ごみ処理施設の広域化が進んでいるため、本町単独で検討せず、1市5町で検討していくようにしている。	達成度：△ 引き続き、検討していく。
不用品情報交換制度	実施していない。	達成度：— 今後、民間企業との連携による実施を検討している。
ごみ処理・資源化事業の着実な実施及び組織体制の強化	使用済み紙おむつや製品プラスチック等の新たな資源化品目の検討を行っている。	達成度：△ 今後、調査研究を行う。
ごみ不法投棄防止の拡充	月に3回のパトロールや他県との共同のパトロールに加え、広報誌やホームページ等での啓発活動を行っている。	達成度：△ キャンプ場等での観光客による不法投棄の対策が必要である。
高齢者、障がい者等への訪問収集	ごみ出しが困難な方向けの戸別収集の実施は、保険健康課や福祉課と今後について検討していくこととなっている。	達成度：△ 今後、検討を進めていく必要がある。

5. 目指すべき姿

【基本理念】

「ごみを30%減らして、資源を活かす

Eco な町 山北」

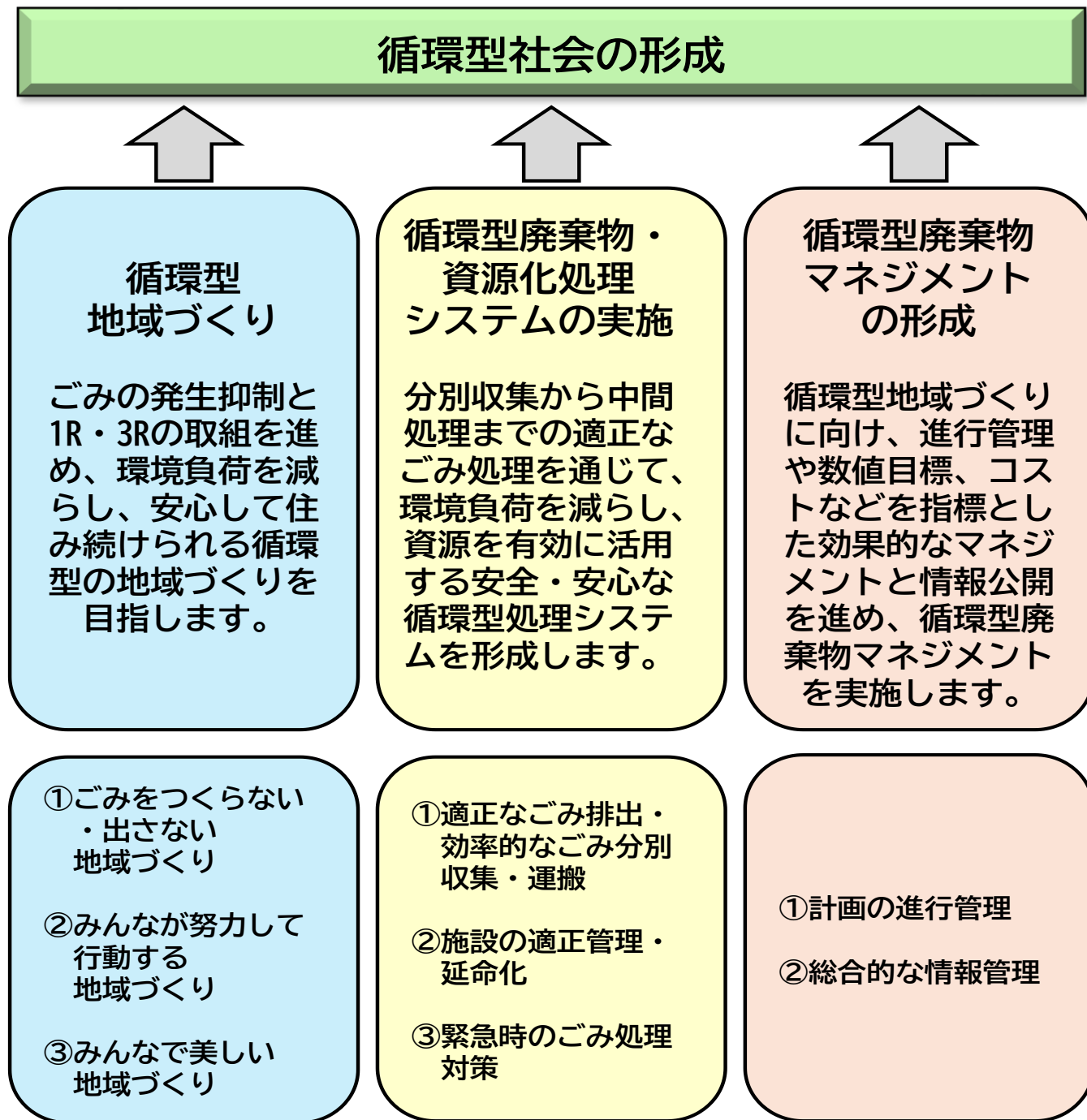
～町民・事業者・行政が協力し、みんなでごみを減らし、

資源を活かす町を目指します～

令和6年度を基準年として、令和17年度までに30パーセント削減することを目指します。

6. ごみ処理の基本方針

本計画では、「循環型社会の形成」に向けて、「循環型地域づくり」、「循環型廃棄物・資源化処理システムの形成」及び「循環型廃棄物マネジメントの実施」の3本柱を掲げます。



7. 基本方針に係る住民・事業者・行政の役割

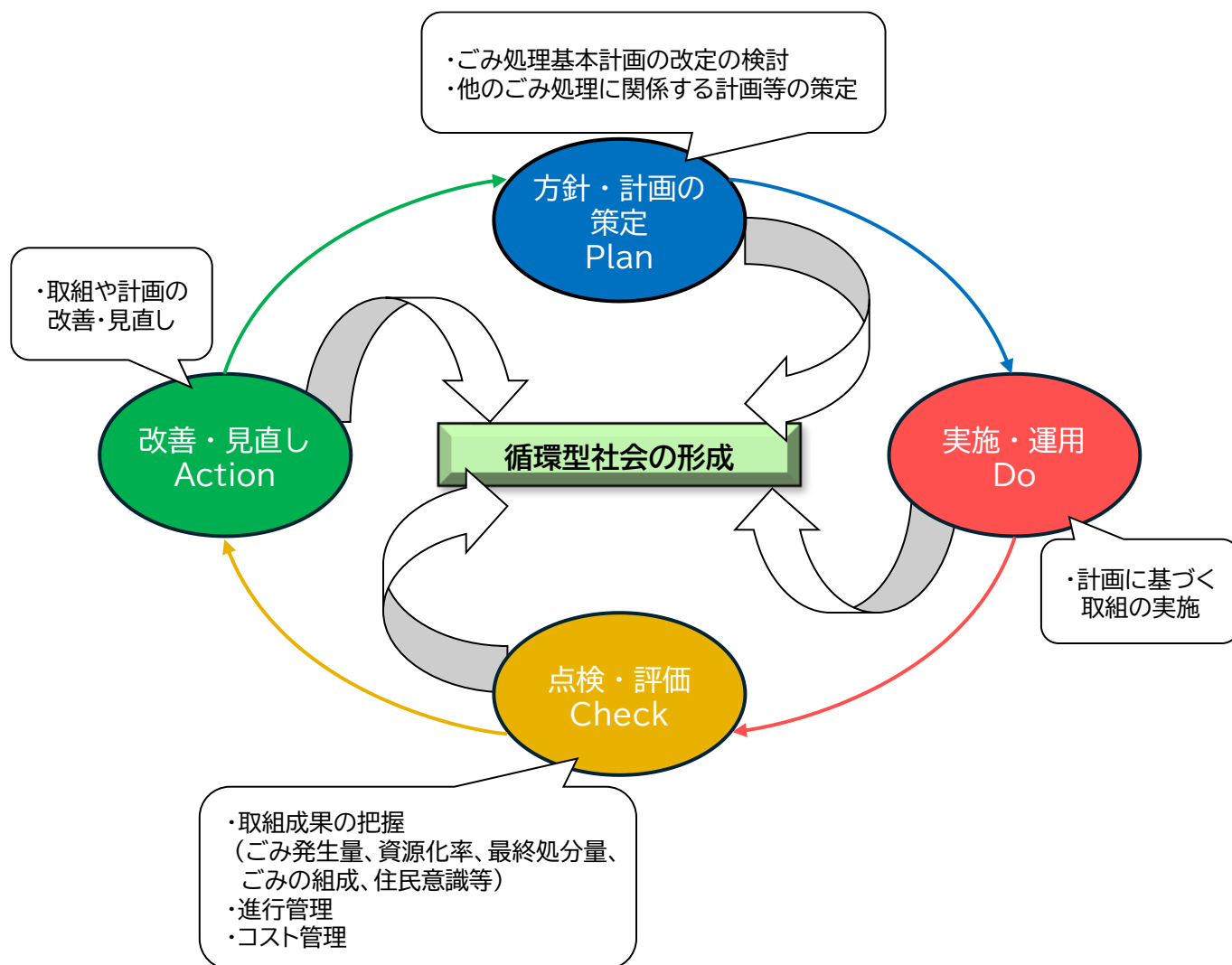
ごみ減量や資源化を進めるためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働することが不可欠です。住民による資源集団回収やリユース活動を支援し、分別の徹底や食品ロス削減など日常生活での行動変容を促し、事業者とは排出抑制や資源化の取り組みを連携して進めるとともに、民間企業との協働によるリユース・プラスチック資源化の推進を図ります。

主な役割（住民：住 事業者：事 行政：行）

循環型地域づくり	① ごみをつくらない・出さない地域づくり ② みんなが努力して行動する地域づくり ③ みんなで美しい地域づくり	・分別の啓発（行） ・民間企業とのリユースに関する連携等（行） ・食品ロスの削減（住） ・マイバッグの持参、レジ袋使用の自粛（住） ・ごみ発生・排出抑制の努力（住） ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施（事） ・環境美化キャンペーンの実施（住、行） ・ごみ不法投棄防止の拡充（行）
環型廃棄物・資源化処理システムの実施	① 適正なごみ排出・効率的なごみ分別収集・運搬 ② 施設の適正管理・延命化 ③ 緊急時のごみ処理対策	・各自治会、町民へのごみの分別と出し方の周知（行） ・WEB 検索システムなどの導入の検討（行） ・適正排出の徹底等による収集作業員の安全確保（行） ・一般廃棄物の適正処理に関する事業者への指導・助言（行） ・足柄上地区ごみ処理広域化における協議・検討（行） ・災害廃棄物の処理体制の強化（行）
循環型廃棄物マネジメントの形成	① 計画の進行管理 ② 総合的な情報管理	・ごみ処理・資源化に関する共通目標の検討・周知（行） ・家庭系もえるごみの組成分析調査の実施（行） ・情報の提供と意見募集活動の実施（行） ・ごみ処理・資源化に係るコスト管理（行）

8. 計画の推進と進行管理について

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、減量・資源化の目標や施策の達成状況を定期的に評価します。PDCA サイクルに基づき、山北町役場内で組織される環境管理会議及び外部組織を含めて構成される環境審議会において、計画の確認を行い、見直しを図っております。



9. 公表について

本計画における目標までの進捗状況については、毎年4月に山北町ホームページで公表します。

山北町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

令和8年3月 発行

編集・発行：山北町 環境課

〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301-4 TEL:0465-75-3656 FAX:0465-76-4564